

入 札 公 告

一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び浅口市財務規則(平成18年浅口市規則第47号)第99条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月24日

浅口市長 栗 山 康 彦

1 入札の方法

この一般競争入札は、浅口市事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱(平成29年浅口市告示45号)及び浅口市電子入札等実施要綱(平成28年浅口市告示第67号)の規定による入札方法で執行する。

2 入札に付する事項等

入 札 に 関 する 事 項	入 札 番 号	26004
	年 度	令和8年度
	工 事 名 称	浅口市健康福祉センター空調機器更新工事
	工 事 場 所	浅口市鴨方町鴨方 地内
	工 期	240日
	工 事 概 要	機械設備工事 ・チリングユニット更新 1.0 台 ・エアハンドリングユニット更新 2.0 台 ・空調配管更新 54.0m ・自動制御設備更新 1.0 式 ・計装更新 1.0 式
	予 定 価 格	¥73,700,000円 (税抜)
	施 行 担 当 課	社会福祉課
	最 低 制 限 価 格 の 設 定	設定有 (基準率) 0.92
入 札 保 証 金		免除
契 約 保 証 金		要 (請負金額の10%以上)
前 払 金		有 (請負金額の40%以内)
中 間 前 払 金		有 (前金払に追加し請負金額の20%以内)
部 分 払		有
建 設 リ サ イ ク ル 法 対 象 工 事		対象外

3 入札参加資格要件

登 録 業 種	浅口市建設工事競争入札参加資格及び審査等に関する要綱(平成19年浅口市告示第66号。以下「要綱」という。)に基づく管工事における令和8年度の入札参加資格を有している者であること。
地 域 要 件	営業所の所在地が、次の要件を満たすこと。 岡山県内に主たる営業所を有する者 ※ 主たる営業所とは、建設業許可申請書の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。
建 設 業 の 許 可	契約締結先となる営業所等が、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による建設業の許可(管工事業に係るものに限る)を受けていること。
総 合 値 の 点 数	令和8年度の入札参加資格審査時の経営事項審査結果通知書に記載されている「管工事」の総合評定値(要綱第6条の規定による総合評定値)が次のとおりであること。 ・ 800点以上の者
施 工 実 績 等	令和8年度の入札参加資格審査時の経営事項審査結果通知書に記載されている管工事の平均完成工事高があること(0円でないこと)。
配 置 予 定 技 術 者	当該工事に監理技術者(管工事業に係る監理技術者資格証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者)又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を法に基づき専任で配置できること。なお、配置予定の監理技術者等は直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札(開札)日時時点で3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
そ の 他 の 要 件	「一般競争入札(事後審査型)公告共通事項(建設工事) 電子入札用」1入札参加資格(6)については、次のとおり読替えて適用する。 (6)税に関すること。 ① 浅口市内に主たる営業所若しくは契約権限を有する営業所を有する者は、市税を完納していること。 ② ①に該当しない者は、法人の県民税及び事業税を完納していること。

4 入札手続等

設計図書のダウンロード期間	令和08年07月24日 09:00 から 令和08年08月14日 17:00 までの間
設計図書に対する質問 送付先及び締切日時	(送付先) 社会福祉課 TEL 0865-44-7007 FAX 0865-44-7110 (締切日時) 令和08年08月04日 17:00
入札参加表明受付期間	令和08年07月24日 09:00 令和08年08月14日 17:00
入札受付期間	令和08年08月17日 08:30 令和08年08月20日 17:00
開札執行の日時及び場所	令和08年08月21日 09:30 浅口市役所本庁舎3階第1会議室
工事費内訳書提出の義務付	有
参加資格確認申請書類	提出を求められた日の翌日から起算して2日(浅口市の休日を定める条例(平成18年浅口市条例第2号)第2条第1項に規定する市の休日を除く。)以内に、次の書類に添付書類を添えて提出すること。 ・事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書

5 その他

そ の 他 注 意 事 項	(1)この公告に定めるもののほか入札参加に関し必要な事項は、「一般競争入札(事後審査型)公告共通事項(建設工事) 電子入札用」に定めるものとし、市ホームページに掲載するものとする。 掲載するホームページアドレス (https://www.city.asakuchi.lg.jp/uploaded/attachment/2400.pdf) (2)設計図書等に関する質問がある場合は、電子入札システムへの登録又は所定様式「設計図書等に対する質問・回答書」(市HPのオンラインサービス＞申請書ダウンロードから電子データ入手できます。)に記入の上、施行担当課宛にFAXにより送付してください。また、確認のため、質問を登録又は送付した後に、電話にて質問した旨をご連絡ください。
契 約 条 項 を 示 す 場 所 及 び 問 い 合 わ せ 先	〒719-0295 浅口市鴨方町六条院中3050 浅口市企画財政部財政課 TEL 0865-44-9004 FAX 0865-44-5771